

令和5年9月定例会（令和5年(2023年)9月29日）

越谷・松伏水道企業団議会会議録

越谷・松伏水道企業団議会

越谷・松伏水道企業団議会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

議 事

9月29日(金)	○開 会	5
	○開 議	5
	○諸般の報告	5
	○議席の指定	6
	○会議録署名議員の指名	7
	○会期の決定	7
	○企業長提出第3号議案の上程及び提案説明	7
	○企業団行政に対する一般質問	11
	○企業長提出議案の質疑	11
	△第3号議案の質疑	11
	○決算特別委員会の設置及び付託	11
	○諸般の報告	12
	○議事日程の追加	13
	○第3号議案の決算特別委員会継続審査	13
	○特定事件の議会運営委員会付託	13
	○閉 議	14
	○企業長の挨拶	14
	○閉 会	14
署名議員		15

参考資料

企業長提出議案の処理結果	17
--------------	----

水企告示第34号

令和5年9月越谷・松伏水道企業団議会定例会を次のとおり招集する。

令和5年9月22日

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口 晃 利

1 期 日 令和5年(2023年)9月29日

2 場 所 越谷・松伏水道企業団議会議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

令和5年9月定例会 会期9月29日 1日間

応招議員 14名

1番	島	田	玲	子	議員	2番	増	田	等	議員	
4番	小	口	高	寛	議員	5番	長	谷	川	真也	議員
6番	川	上		力	議員	7番	藤	部	徳	治	議員
8番	瀬	賀	恭	子	議員	9番	山	田	大	助	議員
10番	立	澤	貴	明	議員	11番	久	保	田	茂	議員
12番	松	島	孝	夫	議員	13番	白	川	秀	嗣	議員
14番	金	井	直	樹	議員	15番	伊	藤		治	議員

不応招議員 1名

3番 大 田 ちひろ 議員

9月定例会 第1日

令和5年(2023年)9月29日(金曜日)

議事日程

- 1 開 会
- 2 開 議
- 3 諸般の報告
- 4 議席の指定
- 5 会議録署名議員の指名
- 6 会期の決定
- 7 企業長提出第3号議案の上程及び提案説明
- 8 企業団行政に対する一般質問
- 9 企業長提出議案の質疑
 - △ 第3号議案の質疑
- 10 決算特別委員会の設置及び付託
- 11 諸般の報告
- 12 議事日程の追加
- 13 第3号議案の決算特別委員会継続審査
- 14 特定事件の議会運営委員会付託
- 15 閉 議
- 16 企業長の挨拶
- 17 閉 会

(開議 午前10時20分)

出席議員 14名

1番	島田玲子	議員	2番	増田	等	議員
4番	小口高寛	議員	5番	長谷川真也	議員	
6番	川上力	議員	7番	藤部徳治	議員	
8番	瀬賀恭子	議員	9番	山田大助	議員	
10番	立澤貴明	議員	11番	久保田茂	議員	
12番	松島孝夫	議員	13番	白川秀嗣	議員	
14番	金井直樹	議員	15番	伊藤治	議員	

欠席議員 1名

3番 大田ちひろ 議員

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

野口晃利	企業長
松尾雄一	局長
真子憲一郎	次長(兼)総務課長
福岡敏哉	副参事(兼)お客さま課長
三保田昭二	副参事(兼)施設課長
今井杉広	配水管理課長

参与として出席した者の職氏名

福田晃	越谷市長
鈴木勝	松伏町長

書記

白河部貴彦	総務課調整幹
北條理恵	総務課庶務担当主任

10時20分 開 会

◎開会の宣告

○（島田玲子議長） おはようございます。本日はご苦労さまです。

ただいまから令和5年9月定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして、本定例会では、新型コロナウイルス感染症対策を講じながら会議の運営を図ってまいりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○（島田玲子議長） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○（島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△議員選挙結果報告

○（島田玲子議長） 去る令和5年8月31日付で越谷市議会選出の畑谷 茂議員、清田巳喜男議員が辞職され、新たに同年9月1日付で立澤貴明議員、藤部徳治議員が越谷・松伏水道企業団議会議員に選挙されましたので、報告いたします。

△資金不足比率の報告

○（島田玲子議長） 次に、企業長から令和4年度資金不足比率について報告がありましたので、報告第1号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△業務概況の報告

○（島田玲子議長） 次に、企業長から令和5年4月から令和5年7月までの業務概況について報告がありましたので、報告第2号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△出納検査の報告

○（島田玲子議長） 次に、監査委員から出納検査の結果について報告がありましたので、報告第3号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△会議の説明出席者の報告

○（島田玲子議長） 次に、本定例会に説明員として出席通知がありました者の職・氏名を報告第4号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

△企業長提出議案の報告

- （島田玲子議長） 次に、企業長から議案の提出がありましたので、報告いたします。
総務課調整幹に朗読させます。

〔総務課調整幹朗読〕

- （白河部貴彦総務課調整幹） 朗読いたします。

水企総第408号

令和5年（2023年）9月22日

越谷・松伏水道企業団議会
議長 島田玲子様

越谷・松伏水道企業団
企業長 野口晃利

令和5年9月定例会に付議する議案の送付について

標記について、9月29日招集に係る令和5年9月定例会に本職から提案する議案として、別添議案目録のとおり議案書を送付します。

議案目録

- 1 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について
以上でございます。

△特定事件の審査結果の報告

- （島田玲子議長） 次に、去る6月定例会において議会運営委員会に付託した特定事件について、委員長から審査結果の報告がありましたので、報告第5号としてお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議席の指定

- （島田玲子議長） 次に、議席の指定を行います。

今回、新たに選挙された議員の議席は、越谷・松伏水道企業団議会会議規則第4条第2項の規定により、私から指定いたします。

藤部徳治議員を7番に、立澤貴明議員を10番に指定いたします。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、議席等の整備のため、議場内休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時24分 休憩

10時25分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

- （島田玲子議長） 次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第88条の規定により、私から

11番 久保田 茂議員、12番 松島孝夫議員、13番 白川秀嗣議員を指名いたします。

◎会期の決定

- （島田玲子議長） 次に、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日間と決定いたしました。

◎企業長提出第3号議案の上程及び提案説明

- （島田玲子議長） 次に、企業長提出第3号議案を議題といたします。

企業長から提案理由の説明を求めます。

野口晃利企業長、登壇して説明願います。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） おはようございます。本日、9月定例会をご招集申し上げましたところ、議員の皆様方にはご健勝のうちにご出席を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、本定例会には、議案として「令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について」をご提案申し上げております。

それでは、第3号議案についてご説明申し上げます。

本議案は、水道事業会計決算について地方公営企業法第30条第4項の規定により、別冊のとおり監査委員の意見をつけて、議会の認定に付すものでございます。

令和4年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための外出自粛等の制限が緩和されたことなどにより、一般家庭の使用水量が減少するとともに、給水人口も減少し、総配水量は減少いたしました。また、不安定な国際情勢によりエネルギー価格が高騰するなど、厳しい環境の下で事業経営に取り組んでまいりました。

このような中で、平成28年度からの10年間を計画期間とした「水道事業マスタープラン」は後期5か年の2年目を迎えました。基本方針として掲げる3つの柱である『強靱』、『安全』、『持続』に沿って実施した令和4年度の主な事業について申し上げます。

まず第1の基本方針である「強靱で安定した水道事業の構築を目指して」では、老朽化した管路の耐震化と設備の更新に取り組みました。

大口径管である基幹管路については、築比地浄水場系基幹管路更新工事のうち、第6工区及び第8工区を2か年継続事業として着手いたしました。また、中・小口径の老朽化した配水管についても計画的に布設替を進め、令和4年度末における管路の耐震管率は50.2%となりました。

西部配水場については、建設から四半世紀以上が経過しており、老朽化した電気、機械、監視制御装置等の設備の更新を2か年継続事業として着手いたしました。

次に、第2の基本方針である「安全な水の給水を目指して」では、水質管理を徹底し、安全で良質な水道水の給水体制の充実を図りました。

水質管理については、「水質検査計画」に基づき、正確・迅速に検査を実施するとともに、超純水製造装置を更新いたしました。また、濁り水の発生を抑制するための配水管の洗浄は、令和3年度に設定した債務負担行為により、水の需要が増える夏までに洗浄を行いました。

次に、第3の基本方針である「持続可能な水道事業経営を目指して」では、健全な経営を図るため、収益確保と経費削減に努めました。

要となる水道料金の収納対策については、お客様の事情に応じて支払い猶予を行うとともに、きめ細かく納付相談を行うなど、未収金を発生させないよう対応してまいりました。一方、再三の催告にもお支払いいただけない場合には、給水停止や弁護士による回収も実施し、収入の確保に努めました。

令和5年1月より「水道マイページ」の運用を開始し、上下水道料金の支払いにクレジット決済を導入するなど、お客様の利便性の向上とペーパーレスによる業務の効率化を進めました。

また、小水力発電や太陽光発電といった再生可能エネルギーを引き続き活用するとともに、配水管工事の設計・施工に当たっては、低コストの材料の使用や水需要の減少に合わせて布設する管路の口径をダウンサイジングするなど、経費の削減に取り組みました。

次に、令和4年度の業務概況について申し上げます。年度末における給水人口は37万1,890人で、

対前年度比1,196人の減少となりました。

年間総配水量は3,744万3,770立方メートルで、対前年度比53万6,760立方メートル減少いたしました。

有収水量は3,668万9,067立方メートルで、対前年度比77万9,291立方メートル減少し、有収率は97.98%となりました。

それでは、お手元の決算書に基づきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、2ページの決算報告書を御覧いただきたいと存じます。

なお、金額については、消費税込みの額でございますので、あらかじめご了承くださいと存じます。

初めに、「収益的収入及び支出」のうち収入について申し上げます。

第1款・水道事業収益の決算額は80億37万2,689円で、執行率は101.50%でございます。

第1項・営業収益は71億5,364万507円で、主たるものは給水収益でございます。

第2項・営業外収益は8億4,274万625円で、受取利息及び配当金、長期前受金戻入などがございます。

第3項・特別利益は399万1,557円で、過年度損益修正益などがございます。

次に、支出でございますが、第1款・水道事業費用の決算額は68億7,799万2,800円、執行率は96.51%でございます。

第1項・営業費用は64億8,676万157円で、県水受水費や料金徴収などに係る費用、減価償却費などがございます。

第2項・営業外費用は3億8,957万1,066円で、企業債利息や消費税納付額などがございます。

第3項・特別損失は166万1,577円で、過年度損益修正損でございます。

続きまして、4ページの「資本的収入及び支出」について申し上げます。

まず、収入でございますが、第1款・資本的収入の決算額は6億4,977万2,800円で、執行率は81.22%でございます。

第1項・企業債は3,400万円で、築比地浄水場系基幹管路更新事業及び西部配水場設備整備事業に充てた借入金でございます。

第2項・分担金は3億5,641万1,000円で、加入者分担金でございます。

第3項・補助金は1,238万2,000円で、西部配水場設備整備事業に係る国庫補助金でございます。

第4項・工事負担金は1億4,697万9,800円で、受託工事に係る負担金でございます。

第5項・固定資産売却代金は1億円で、投資有価証券の満期償還金でございます。

次に、支出でございますが、第1款・資本的支出の決算額は36億1,273万5,563円で、建設改良繰越及び継続費の通次繰越の合計6億6,460万円を令和5年度に繰り越しましたので、執行率は78.62%でございます。

第1項・建設改良費は18億8,950万1,926円で、築比地浄水場系基幹管路更新工事、配水管布設替工事、西部配水場設備整備工事などでございます。

第2項・企業債償還金は14億2,372万1,637円でございます。

第3項・投資は2億9,951万2,000円で、投資有価証券の購入費でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する額29億6,296万2,763円は、過年度損益勘定留保資金などで補填いたしました。

続きまして、6ページの損益計算書についてご説明させていただきます。損益計算書につきましては、消費税抜きの金額となっております。

なお、詳細につきましては、41ページ以降の収益費用明細書を併せてご参照いただきたいと思います。

初めに、「1営業収益」は、給水収益62億1,987万6円のほか、公共下水道使用料徴収事務費負担金などで、合計65億653万4,698円でございます。

次に、「2営業費用」は、県水受水費をはじめ、漏水修繕や配水管洗浄、検針や量水器交換、広報や庁舎管理など事業運営に係る費用のほか、減価償却費、資産減耗費で、合計61億8,173万513円でございます。

以上により、営業利益は3億2,480万4,185円となりました。

次に、「3営業外収益」は、受取利息及び配当金や長期前受金戻入などで、合計8億4,248万9,534円でございます。

次に、「4営業外費用」は、支払利息及び企業債取扱諸費などで、合計1億7,760万6,843円でございます。

以上により、経常利益は9億8,968万6,876円となりました。

次に、「5特別利益」は397万5,344円、「6特別損失」は152万4,211円でございます。

これらの結果、当年度純利益は9億9,213万8,009円を計上することとなりました。

前年度繰越利益剰余金はございませんが、その他未処分利益剰余金変動額として、減債積立金を企業債償還に充てるため取り崩した額11億8,275万3,582円が未処分利益剰余金に振り替わることから、当年度未処分利益剰余金は21億7,489万1,591円となりました。

なお、10ページの剰余金処分計算書に記載のとおり、この未処分利益剰余金につきましては、「越谷・松伏水道企業団の設置等に関する条例」第4条の規定に基づき、当年度純利益相当額の9億9,213万8,009円を企業債の償還に充てるための減債積立金へ積み立て、また減債積立金の使用により発生した11億8,275万3,582円を経営基盤の強化を図るため、資本金へと組み入れさせていただきます。

その他、詳細につきましては、大変恐縮でございますが、決算書の関係書類をご参照賜りたいと存じます。

以上、今回ご提案申し上げました議案についてご説明申し上げましたが、十分ご審議をいただき、ご決定を賜りますようお願い申し上げまして、提案説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、第3号議案の審査のため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

10時39分 休 憩

11時00分 再 開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎企業団行政に対する一般質問

- （島田玲子議長） 次に、企業団行政に対する一般質問であります。発言の通告がありませんので、終結いたします。

◎企業長提出議案の質疑

- （島田玲子議長） 企業長提出議案の質疑を行います。

△第3号議案の質疑

- （島田玲子議長） 第3号議案について質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） 質疑はなしと認め、以上で質疑を終結いたします。

◎決算特別委員会の設置及び付託

- （島田玲子議長） お諮りいたします。

ただいま議題となっております第3号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第3号議案については、11人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、こ

れに付託することに決しました。

◎休憩の宣告

- （島田玲子議長） ここで、決算特別委員の選任及び正副委員長の互選等を行うため、議場外休憩に入ります。

この際、暫時休憩いたします。

11時02分 休憩

11時26分 再開

◎開議の宣告

- （島田玲子議長） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諸般の報告

- （島田玲子議長） この際、諸般の報告をいたします。

△決算特別委員選任の報告

- （島田玲子議長） 決算特別委員の選任については、越谷・松伏水道企業団議会委員会条例第6条第1項の規定により、

3番 大田 ちひろ 議員	4番 小口 高寛 議員
5番 長谷川 真也 議員	6番 川上 力 議員
7番 藤部 徳治 議員	8番 瀬賀 恭子 議員
9番 山田 大助 議員	10番 立澤 貴明 議員
12番 松島 孝夫 議員	13番 白川 秀嗣 議員
14番 金井 直樹 議員	

以上11人を指名いたしました。

△決算特別委員会における正副委員長の互選結果報告

- （島田玲子議長） また、正副委員長については、互選の結果、
委員長に金井直樹委員
副委員長に長谷川真也委員
がそれぞれ選出されましたので、ご報告いたします。

△決算特別委員会の閉会中の継続審査申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、決算特別委員長から、第3号議案について閉会中の継続審査事項とされたい旨の申出がありましたので、ご報告いたします。

△特定事件の付託申出の報告

- （島田玲子議長） 次に、議会運営委員長から、特定事件について閉会中の継続審査事項として付託の申出がありましたので、特定事件一覧表をお手元に配付しておきましたから、ご了承願います。
以上で諸般の報告を終わります。

◎議事日程の追加

- （島田玲子議長） お諮りいたします。

この際、第3号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第3号議案の閉会中における継続審査の件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

◎第3号議案の決算特別委員会継続審査

- （島田玲子議長） これより、第3号議案の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

第3号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、第3号議案については、決算特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とすることに決しました。

◎特定事件の議会運営委員会付託

- （島田玲子議長） 次に、特定事件の閉会中における継続審査の件を議題といたします。

特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項として議会運営委員会に付託したいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

- （島田玲子議長） ご異議なしと認めます。

したがって、特定事件については、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査事項とし

て議会運営委員会に付託することに決しました。

◎閉議の宣告

- （島田玲子議長） 以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

◎企業長の挨拶

- （島田玲子議長） この際、企業長から挨拶のため発言を求められておりますので、許可いたします。

〔野口晃利企業長登壇〕

- （野口晃利企業長） 議長のお許しをいただきましたので、9月定例会が閉会されるに当たり、一言御礼のご挨拶をさせていただきます。

今定例会にご提案させていただきました第3号議案につきましては、閉会中の継続審査事項としてご決定いただきましたが、何とぞ十分ご審議をいただき、ご認定賜りますようお願い申し上げます。

今年の夏は、これまで新型コロナウイルス感染症の影響により自粛されていた各種の催しが再開されるなど、まちにかつての活気が戻りつつあるようでございます。企業団としても、開催されるイベント等を通じて、安全で良質な水道水のPRに努め、お客様に安心してお使いいただけるよう事業運営に当たってまいります。

残暑が厳しい日が続きますが、ようやく秋の訪れを感じられるようになりました。議員の皆様におかれましては、限りないご支援とご指導を賜りますようお願い申し上げますとともに、さらなるご活躍をお祈り申し上げ、御礼のご挨拶とさせていただきます。

誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

- （島田玲子議長） これをもちまして、令和5年9月定例会を閉会いたします。
大変ご苦勞さまでした。

11時30分 閉 会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 島 田 玲 子

署名議員 久 保 田 茂

署名議員 松 島 孝 夫

署名議員 白 川 秀 嗣

◎企業長提出議案の処理結果

第3号議案 令和4年度越谷・松伏水道企業団水道事業会計決算認定について

(継続審査)